

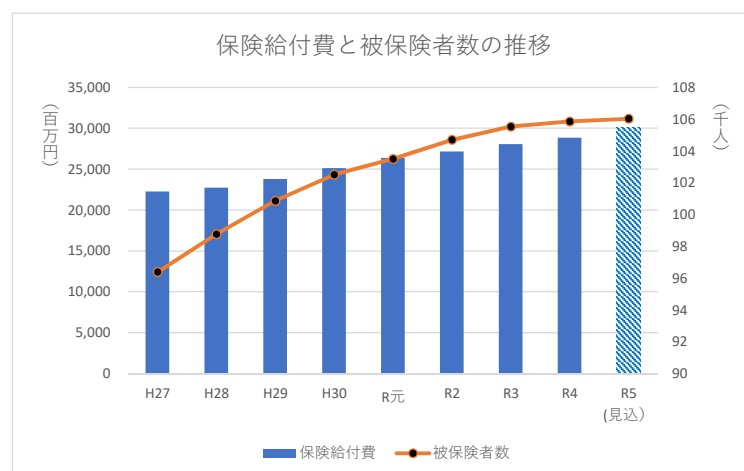
介護保険料算定の考え方について

介護保険の財政運営は3年間の単位で行われ、計画期間ごとに、第1号被保険者の保険料基準額の算定を行います。
第1号被保険者の保険料は、令和6年度から8年度の保険給付費に第1号被保険者負担割合を乗じ、第1号被保険者数で除して算出します。

保険給付費の見込み

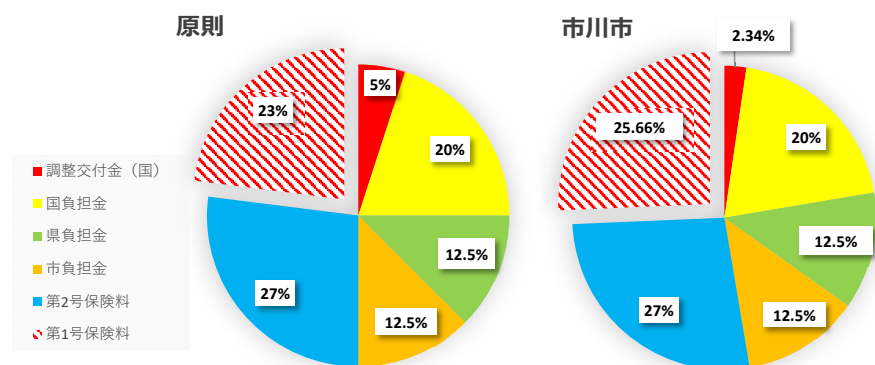
計画期 年度	6期			7期			8期		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(百万円)	22,271	22,745	23,782	25,124	26,366	27,140	28,041	28,833	30,051
対前年度増加率	2.5%	2.1%	4.6%	5.6%	4.9%	2.9%	3.3%	2.8%	4.2%
各計画期の増加率	3.0%			4.5%			3.5%		
コロナ禍前・コロナ禍	3.9% (コロナ禍前5年)			3.0% (コロナ禍)					
	5.0% (コロナ禍前3年)								

※平成27年度から令和4年度は実績、令和5年度は見込。



- ▶保険給付費及び第1号被保険者数は共に年々増加傾向であり、令和5年度の決算額は300億円を超える見込みで、今後も保険給付費の増が見込まれる。
- ▶9期計画における保険給付費の見込みについては、上記表に記載した対前年度増加率等をもとに見込んでいく。

第1号被保険者の負担割合について



- ▶第1号被保険者の割合は原則23%である。
- ▶調整交付金の交付割合が5%に満たない自治体は、5% - 調整交付金の交付割合が第1号被保険者の負担割合に加算される。

本市の調整交付金の割合について

調整交付金とは・・・第1号被保険者のうち、75歳以上である者の割合(後期高齢者加入割合)及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されるもの。

	市川市	船橋市	松戸市	柏市
交付割合(A)	2.34%	3.65%	3.42%	1.56%
第1号保険料に加算される割合 原則分(5%) - 交付割合(A)	2.66%	1.35%	1.58%	3.44%
高齢者数(人)	105,974	155,071	128,692	111,724
後期高齢者加入割合補正係数	1.0691	1.0317	1.0458	1.0882
所得段階別加入割合補正係数	1.0436	1.0260	1.0220	1.0565
調整交付金(千円)	670,587	1,569,502	1,219,147	410,866

※令和4年度確定値。年度によって交付割合が変わるため、最新の情報を掲載。

※後期高齢者加入割合補正係数・・・高齢化が進むと係数が低くなる

所得段階別加入割合補正係数・・・国の第6段階以上にあたる所得段階が多くなると係数が高くなる

- ▶本市の調整交付金の交付割合は2.34%である。
- ▶第1号保険料に加算される割合は2.66%となり、市川市の交付割合は原則23% + 2.66% = 25.66%が第1号被保険者の負担割合となる。

本市の人口推計

(単位：人)

計画期 年度	第7期			第8期			第9期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総人口	487,305	490,145	492,118	491,411	492,275	492,835	492,672	493,015	493,197
第1号被保険者	102,509	103,500	104,695	105,527	105,855	106,026	106,572	107,104	107,580
第2号被保険者	169,675	171,738	173,376	174,388	175,672	176,660	177,744	178,302	178,777
高齢化率	21.0%	21.1%	21.3%	21.5%	21.5%	21.5%	21.6%	21.7%	21.8%

※基準日：各年9月末日。第7、8期は実績、第9期は推計。コーホート変化率法による人口推計。

- ▶9期計画における第1号被保険者数は、8期計画時に比べ3,848人増の321,256人が見込まれている。

本市の介護保険料基準額の推移

	第6期	第7期	第8期	令和7年度(参考)	令和22年度(参考)
保険料基準額	5,310円	5,570円	5,800円	6,600円	8,700円

- ▶8期計画時の保険給付費や人口推計からは9期計画の保険料は6,600円と推計されていた。
- ▶保険給付費の見込みや、第1号被保険者の負担割合、人口推計を見直すことで、9期計画の介護保険料基準額を算出していく。